

- ②相談……主要署に「相談官」を設置（函館には3人）。  
電話相談にコンピューターシステム「タックスアンサー」でスピーディな対応。  
[これを利用するには、コード表（税務署や市町村窓口などに置いてある、NTTの電話帳にも一部搭載）で確認]
- ③指導……記帳や税務知識を身につけてもらうための指導。業界全体に共通した誤りがある場合の是正のための指導など。
- ④調査……公平を確保していくための担保。正しくない申告をしているものは調査により是正し、正しく申告した人の公平を図る。更に、特に不正な課税を免れようとする場合は、査察調査により、その人の責任を厳しく追及し、懲役又は罰金という刑事裁判を課し、課税の公平を確保する。

## 《参考》

- 「中立」 税制ができるだけ民間の経済活動を歪めないようにする。  
「簡素」 税制の仕組みができるだけ簡素化し、納税者が理解しやすいものにする。

## ◎出席報告

会員数	66名	出席率	函館北	1月20日	78.13%
出席	44名		函館東	1月19日	78.13%
欠席	22名		函館	1月14日	83.04%
他クラブ出席	6名		函館五稜郭	1月15日	祝日休会
出席合計	50名		函館亀田	1月18日	79.25%
除外者	2名				

・テレフォンサービス（例会移動案内）電話23-2377番

次回・2月17日

「卓話」

都市研・駅前再開発計画整備事務局長

石井直樹氏

プログラム

第2510地区 第11分区



1998～1999

The Weekly Report of

Hakodate North R.C.

# 函館北ロータリークラブ会報

1998～99年度 国際ロータリーテーマ

## ロータリーの夢を追い続けよう FOLLOW YOUR ROTARY DREAM

新博夫会長テーマ『明るく、楽しいロータリー』



## 《第1716回例会》 第30号 2月10日(水)

### 本日のプログラム

夜間例会 兼 クラブアッセンブリー

ハーバービューホテル 午後6時30分～

★会長 新博夫 ★幹事 小笠原孝

例会場：函館国際ホテル 〒040-0064 函館市大手町5-10 TEL 23-5151

例会日：毎週水曜日 12:30～13:30 事務所：函館市大手町5-10 ニチロビル3階 TEL 23-3870

1998～1999 <第1715回例会> 第 29 号  
2月3日の記録

- ◎司 会 新 博夫 会長 ◎齊 唱 君が代、それでこそロータリー
- ◎ゲ スト 函館税務署 署長 森本 清 氏
- ◎ビジター 函館R.C. 森川順治君、函館東R.C. 池垣清信君・濱口龍司君、函館五稜郭R.C. 柳沢 勝 君・広川政己君

★2月誕生日祝 大和会員（1日）、竹谷会員（4日）、東田会員（6日）  
西尾会員（14日）、増田会員（16日）、加藤会員（18日）  
★2月結婚祝 澤田会員（11日）、二葉会員（20日）、山下（清）会員（23日）

- ◎会長報告 新 博夫 会長
  - 伊藤長英ガバナーより2000～2001年度国際ロータリー第2510地区ガバナー・ノミニーに遠藤正之さん（札幌幌南R.C.）が決定されたとの報告が届きました。
  - 松見会員へポール・ハリス・フェローの認証状・メダルが来ております。
- ◎幹事報告 小笠原 孝 幹事
  - 次週2月10日の例会はクラブアッセンブリーを兼ねた夜間例会を開催します。
  - 他クラブ例会変更 2月16日(火)函館東R.C. 2月19日(金)函館五稜郭R.C. 2月22日(月)函館亀田R.C. 2月26日(金)函館五稜郭R.C. それぞれ移動例会、2月25日(木)函館R.C. は夜間例会になります。
  - 本日例会終了後、定例理事会を開催します。
  - 2月20日 I.Mと例会（ホテルオークランド）があります。例会は12時から、I.Mは13時からです。
  - 2月17日の健康診断にお申し込みの方は時間厳守して下さい。

- ◎親睦活動委員会 小林 裕幸 委員
  - ニコニコBOX投入報告
  - 新 会長……月初めです。
  - 小笠原幹事…… "
  - 薮下 会員…… "

- 遠藤 会員……月初めです。
- 増山 会員…… "
- 森 会員…… "
- 阿相 会員…… "
- 島本 会員…… "
- 小池 会員…… "
- 久保 会員…… "
- 緒方 会員……もうすぐ春ですね。
- 北村 会員……月初めです。明るくなりました。
- 戸栗 会員……節分です。気分も新たに。
- 中野 会員……節分です。
- 増田 会員……テニスで田守氏と同じクラスになりました。
- 田守 会員……増田さんとテニスをはじめました。
- 広多 会員……風邪にまけないで。
- 松橋 会員……1カ月以上ひいています。風邪誰かもらって下さい。
- 竹谷 会員……誕生月です。
- 大和 会員……今月は誕生月です。
- 東田 会員……本日の卓話ゲスト 森本 清さんを歓迎して。
- 西尾 会員……BOXに協力。
- 七尾 会員……先日は情報委員会ありがとうございます。
- 齊藤 会員……1月25日で開院25周年を迎えました。

- ◎卓話 「税あれこれ…公平を考える」 函館税務署 署長 森本 清 氏
  - はじめに
    - ・税は公約サービスを行っていくための財源であるが、その税を「誰が・どの程度・どのように負担していくか」を決めるための基本として、「公平・中立・簡素」の原則がある。
    - その中でも公平は非常に重要。
    - ・10年度補正（3号）後予算約88兆円、財源は租税等約50兆（57%）、残りの大半（約34兆・39%）は公債で賄うことになっている。10年度末公債残高（見込）299兆円（国民一人当たり236万円）、現在及び将来の大きな負担になり、負担の公平に対する要請強まる。
  - 「税の公平」を考える
    - (制度上の公平)
      - ・公平感は時代とともに変わる。
        - 1 水平的公平と垂直的公平

- (1) 水平的公平…仕事（所得）の種類が違っても、同じ所得なら同じ額を負担すべきという考え方。  
しかし、まじめに負担する人とそうでない人がいればこの公平は確保しづらい。従って、多分に執行上の問題になってくる。
- (2) 垂直的公平…所得の多い人は少ない人よりたくさん（高い割合で）負担すべきという考え方。現在、所得税の税率はこの考え方によっている。  
この公平は、社会で「所得の再分配」を行うので非常にい考え方であるが、しかし、所得の多い人は自分の努力（運もあるかも知れないが）で得たものであるので、ある程度はその人の手元に残してあげないと、誰も努力しなくなる。  
だから、最高税率もほどほどにする必要がある。また時代とともに変わる。

## ※所得税の国際比較

		日本		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	
課税 最低限	抜本改革前	現行 (10年)	万円	万円	万円	万円	万円	
	万円	万円	244.8	(8年)	105.6	(8年)	373.8	(8年)
税率 最低税率	10.5% [4.5]	10 % [5]	15 % [4]	20 %	25.9%	10.5%		
	70 [18]	50 [15]	39.6 [6.85]	40	53	54		
税率の 刻み数	15 [14]	5 [3]	5 [5]	3	—	6		

（備考）1. 課税最低限は、夫婦子2人の給与所得者で、子2人のうち1人が16歳から22歳までの子の場合である。  
2. [ ] 書は、住民税の率等である。アメリカの住民税の税率はニューヨーク州個人所得税による。  
3. 邦貨換算は次のレートによった。  
(1ドル=119円、1ポンド=195円、1マルク=67円、1フラン=20円)

## 2 課税ベースとタックスミックス

- (1) 2つの公平の考え方の基に、どのように負担してもらうか、つまり、課税ベースを何に求めるか…分かりやすく、ある会社の新年会の会費をどのように決めるかを考える。

- ①頭割り（割勘）にする……一番簡単だが「垂直的公平」に難あり。  
②給料を割合にする……「水平的公平」を確保。給料の高い人ほど割合を高くすると「垂直的公平」にも叶う。課税ベースを「所得」に求めるもの。  
③料理代は同じ。酒代は飲む量で決める……かなり合理的な決め方。課税ベースを「消費」に求めるもの。  
④役職（社長・部長…平社員）で決める……例えにやや無理があるが社長は机も大きいし、広いスペースを使っている。課税ベースを「資産」に求めるもの。
- (2) 税制は所得・消費・資産の課税ベースを組合せてできており、(これを「タックスミックス」という。) その混ぜ具合により公平感が増えたり減ったりする。
- (3) 所得税は、「垂直的公平」を確保するのによいが、消費税はそれができない。  
しかし、所得は隠しても「消費」税は隠せない。だから、水平的公平を確保するのにはよい税制。従って、どちらがいい悪いではなくて、税制全体での混ぜ具合が大事。国（国民性）によって混ぜ方（所得・消費・資産の構成比）が随分違う。

※租税収入の構成比の国際比較（地方税込み）  
(単位：%)

	所得課税	消費課税	資産課税等
日本	55.4	28.5	16.1
アメリカ	61.2	23.9	14.9
イギリス	44.9	42.2	12.9
ドイツ	49.6	45.8	4.6
フランス	31.0	48.2	20.8

注 日本は平成10年度予算、アメリカは平成7年度、その他の国は平成7年の数値である。

## (執行上の公平)

- 執行上（税務署の仕事）の公平は、「申告納税制度（国民一人一人が税の意識や役割を理解し、自主的に正しく申告し納税を行う制度）を定着させる」ということに尽きるが、そのために、現在4つの重点項目を掲げて税務行政を行っている。
  - ①広報……マスメディアなどを通じた税に関する情報提供・次代を担う児童・生徒に対する租税教育の充実。

※国税収入の内訳の国際比較  
(単位：%)

	直接税	間接税等
日本	63.3	36.7
アメリカ	92.1	7.9
イギリス	54.7	45.3
ドイツ	46.0	54.0
フランス	39.2	60.8

注 日本は平成10年度当初予算、アメリカは平成8年度、イギリス・ドイツ・フランスは平成8年。